

意見書

平成 23 年 2 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーひーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
(だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
(だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
(だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成23年1月26日付けで公告された
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

該当箇所	意 見
(基礎的電気通信役務の範囲) 第 14 条 第 3 号 イ	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的電気通信役務の要件として、「当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているとき」と示されていますが、電気通信事業者におけるユニバーサルサービス提供義務発生の予見性を確保するために、「大部分」という文言で想定する具体的な数値等を示すべきと考えます。
(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告) 第 14 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> 「実施の日の三十日前までに総務大臣に報告」としていますが、電気通信事業者のサービス開発(提供方法や基本料金の額の決定等)のスケジュールの実態を考慮し、当該手続きによって、円滑なサービス提供を阻害するがないようにすべきと考えます。
(基礎的電気通信役務の提供) 第 22 条の 2 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する場合は当該光 IP 電話の提供区域等について、総務大臣に報告さえすれば良いことになっています。しかし、当該地域の利用者はメタルが提供されないことによって、マイライン、直収電話、DSL サービスのような競争環境にある様々なサービスを選択することができなくなります。さらに、光ファイバ回線における接続条件や接続点が、メタル上の様々なサービスのように競争を活発化させるものにならないため、接続事業者の新たなサービス提供の芽を摘むことになっています。 よって、当該地域においては光 IP 電話の東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)による独占となり、それをレバレッジとしてブロードバンドサービスまでも NTT 東西殿の圧倒的な優位性による強い独占化傾向となります。 これは、メタル線の存続／撤去について「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」(2000 年 7 月 3 日)※第

該当箇所	意 見
	<p>4章第2節に書かれた「メタル線の存続はDSLサービス提供の必要条件であることから、東西NTTは～(略)～DSLサービスを利用しているユーザが料金面、品質面等においてそのサービスと同等又はそれ以上のサービスと考える光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となるようにすべきである。」との考え方方に反するものであり、それを基に定められたNTT東西殿の接続約款61条3項「(略)～利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。」にも反することから、メタルによる加入電話を提供せずに光IP電話のみを提供する場合は、接続事業者が光ファイバを利用してDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるよう、光ファイバ回線においてPSTNと同等のGC接続点の創設並びにドライカッパと同等以下の加入者単位接続料の設定を合わせて行うことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、パブリックコメント募集時の別紙1の省令案の概要「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」資料の「(3)法第25条の提供義務との関係の明確化等」の備考に「光IP電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、～(略)」とあるように、メタルによる加入電話を提供せずに光IP電話のみを提供する地域の利用者が、メタル回線でのみ提供されているサービスを要望する場合に特に影響が大きいものとなります。このため前述のように光ファイバ回線においてメタル上で実現しているサービスが料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるようにするか、当該地域であっても利用者からの要望があればメタル回線を義務的提供するといった措置が合わせて必要です。 <p>※「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」(2000年7月3日) http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/000703j601.html</p>

該当箇所	意 見
-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の弊社共意見のとおり、そもそも、国民負担を前提とした現行のユニバーサルサービス制度は望ましくなく、「ユニバーサルサービス制度の在り方答申」(2008年12月16日)に定める制度見直しの時期を迎えていることからも、コストの算出・コスト負担の方法等を含め、ただちにその在り方について抜本的な見直しを行うことが必要と考えます。 ・ また、「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、従前より検討課題となっているユニバーサルアクセスの概念の導入等についても検討を進めるべきと考えます。

以上